OPELASER 保険適用 一覧表

「 令和6年 厚生労働省告示第五十七号 」より

診療報酬		点数	内容／対象診療報酬		点数
I029-3	口腔粘膜処置（1 口腔につき）	30 点	※再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変にレーザー照射を行った場合		—
J200-4-2	レーザー機器加算 1	50 点	J008	歯肉、歯槽粘膜腫瘍手術（エプーリスを含む） 1. 軟組織に限局するもの	600 点
			J009	浮動歯肉切除術 1. 3 分の 1 顎程度 2. 2 分の 1 顎程度	400 点 800 点
			J017	舌腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,220 点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 1.口蓋粘膜に限局するもの	520 点
			J027	頬、口唇、舌小帯形成術	630 点
			J030	口唇腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	1,020 点
			J033	頬腫瘍摘出術 1. 粘液嚢胞摘出術	910 点
			J051	がま腫切開術	820 点
	レーザー機器加算 2	100 点	J008	歯肉、歯槽粘膜腫瘍手術（エプーリスを含む） 2. 硬組織に及ぶもの	1,300 点
			J009	浮動歯肉切除術 3. 全顎	1,600 点
			J017	舌腫瘍摘出術 2. その他のもの	2,940 点
	レーザー機器加算 3	200 点	J015	口腔底腫瘍摘出術	7,210 点
			J019	口蓋腫瘍摘出術 2. 口蓋骨に及ぶもの	8,050 点
			J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600 点
			J030	口唇腫瘍摘出術 2. その他のもの	3,050 点
			J033	頬腫瘍摘出術 2. その他のもの	5,250 点
			J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,460 点
			J052	がま腫摘出術	7,140 点
			J054	舌下腺腫瘍摘出術	7,180 点

※口腔粘膜処置・レーザー機器加算の診療報酬の算定は、厚生労働省へ「施設基準に係る届出書」が必要です（下記参照）

機種	一般的名称	医療機器承認番号	販売名
オペレーザーLite	炭酸ガスレーザ	21400BZZ00009000	オペレーザーLite
オペレーザーLite PLUS （オペレーザーLite プラス）			オペレーザー29
オペレーザーPRO		21600BZZ00246000	オペレーザーPRO
オペレーザーPRO PLUS （オペレーザーPRO プラス）			オペレーザー28
オペレーザーNEOS （オペレーザーネオス）		22800BZX00361000	オペレーザーNEOS
オペレーザーFilio （オペレーザーフィリオ）	ダイオードレーザ	22800BZX00029000	オペレーザー25

製造販売元：株式会社 吉田製作所

株式会社 ヨシダ